

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第13条に規定する被保険者期間が不足しているため、基本手当の受給資格がないとした処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日、同年〇月〇日から同年〇月〇日、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日から同年〇月〇日、同年〇月〇日から同年〇月〇日、同年〇月〇日から同年〇月〇日、同年〇月〇日から同月〇日、同年〇月〇日から同年〇月〇日の各期間について、A会社B店（以下「事業所」という。）においてアルバイトとして荷物の仕分け作業等に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業所を雇用期間満了により離職後、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- 3 本件は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対して基本手当の受給に必要な被保険者期間を満たしていないとして、基本手当の受給資格がない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分序

(略)

第4 爭 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 法第13条第1項の規定によれば、基本手当の受給資格を得るには、特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する場合を除き、離職の日以前2年間に、法第14条の規定による被保険者期間が通算して12か月以上必要とされている。

請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までを2か月の被保険者期間として計算すれば、その他の被保険者期間（同年〇月〇日から同年〇月〇日、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日から同年〇月〇日、同年〇月〇日から同年〇月〇日、同年11月1日平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日）と合わせ、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月となるので、受給資格を認めるべきである旨主張するので、以下検討する。

(2) 法第14条第1項本文によれば、被保険者期間は、被保険者であった期間のうち、当該被保険者でなくなった日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であった期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日まで遡った各期間（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上であるものに限る。）を1か月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しないとされている。もっとも、同項ただし書では、当該被保険者となった日からその日の後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が15日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払基礎日数が11日以上であるときは、当該期間を2分の1か月の被保険者期間として計算することとしている。

そこで請求人についてみると、請求人の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの被保険者期間は、①喪失応当日（同年〇月〇日）の前日（同年〇月〇日）からその前月の喪失応当日（同年〇月〇日）まで遡った期間である同年〇月〇日から同月〇日までの1か月と、②被保険者となった日からその日の後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が15日以上であり、かつ、賃金の支払基礎日数が11日以上ある同年〇月〇日から同月〇日までの期間の0.5か月とを合計した1.5か月となる。

(3) この点、請求人は、離職時に渡されるパンフレットにおいて、法第14条第1項が定める被保険者期間の算定方法について、より詳細に記載してあれば、被保険者期間を12か月以上にすることができた旨を主張するが、法の不知は処分を取り消す理由となるものではなく、請求人の主張を採用することはできない。

なお、パンフレットは、基本手当の受給に関して雇用保険制度の基本的事項を説明するものであり、詳細な説明が記載されていなかったとしても処分を取り消すべき事由にはならない。

(4) したがって、請求人の離職の日以前2年間における被保険者期間は通算して11.5か月であり、法第13条に規定する被保険者期間が不足していることから、請求人には基本手当の受給資格がないものと判断せざるを得ない。

3 結論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。